

8-4 運営推進会議の実施について

運営推進会議を実施しましょう

運営推進会議は、基準省令や市条例により、地域密着型サービスの事業を実施する事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護除く）ごとに自ら設置し、開催することが義務付けられています。

会議未開催の場合には、基準違反となる場合がありますので、ご注意ください。

会議の目的

- 事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としています。
- 会議は、各事業所が自ら設置、開催するものです。

開催頻度

対象となるサービス	開催頻度
地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	おおむね6月に1回以上
（看護）小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設	おおむね2月に1回以上

（土浦市で指定しているサービス種別のみ）

- 年度内（4月1日から3月31日）に、規定の回数を実施するようにしてください。規定の回数を実施していない場合には、基準違反となる場合があります。
- 認知症対応型共同生活介護事業所については、運営推進会議の開催回数が、茨城県指定認知症対応型共同生活介護等の自己評価及び外部評価に関する要項第2条第5項に定める要件（外部評価の実施回数を2年に1回とする場合）に含まれます。ご注意ください。

会議の構成員

会議の構成員は、次のとおりです。

- ① 利用者、利用者の家族

- ② 地域住民の代表者（※１）
（民生委員、地区長、老人クラブの代表等が考えられます。事業所のご近所にお住まいの方などでも可とします。）
 - ③ 市職員又は地域包括支援センターの職員（※２）
 - ④ サービスについて知見を有する者
（例：「社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の介護に係る資格を有する方」「地域の医療関係者（医師、看護師、保健師等）」「介護保険に係る他事業所の職員」「高齢者福祉や介護保険制度に関する学識経験者」等）
 - ⑤ 事業所の管理者、従業者
- ※１ 民生委員、地区長等に構成員への就任を依頼するにあたり、連絡先等が不明である場合は、高齢福祉課までご連絡ください。
 - ※２ 開催頻度がおおむね２月に１回の事業所については、高齢福祉課で構成員となる職員を付しておりますので、当該職員宛てに参加を要請してください。開催頻度がおおむね６月に１回の事業所は、高齢福祉課職員が交代で参加します（毎回同じ職員になるとは限りません。）。

会議開催の流れ

①日程調整

- ・開催日時は、原則平日のサービス提供時間中にするようお願いしております。
- ・会議の開催日程重複により、高齢福祉課職員の参加が難しく、日程を変更いただく場合が増えております。**構成員に日時を知らせる前に、高齢福祉課へご連絡ください。**
- ・WEBによる会議開催も可能ですが、構成員全員に事前に同意を得る必要があります。同意を得たことを書面で残すようお願いいたします。
- ・開催頻度がおおむね２月に１回の事業所の開催月を奇数月にしている事業所が多くなっております。可能であれば偶数月の開催をご検討願います。

②開催日時決定、構成員への通知

- ・開催日の通知方法に定めはありません。文書、電話連絡等で通知します。

③会議開催

- ・出席者名、議題などを簡潔に記載した次第を用意するようお願いいたします。出席者名は個人情報に配慮し、電話番号や住所等は記載しないようにしてください。

④議事録作成、公表

・会議開催後、議事録を作成し、公表するようにしてください。議事録の作成、公表は、基準省令及び市条例で定められています。公表の方法は事業所内への掲示等でよいですが、個人情報に配慮し、個人が特定されるようなことがないようにしてください。

議題の例

- 利用者状況報告、職員の紹介、人事異動報告、事故・ヒヤリハット報告、行事、レクリエーション報告等
- 地域の町会・自治会等との連携、地域行事への参加等
- 非常災害に関する具体的計画に関する説明、訓練等の計画及び実施報告等
- 運営法人の理念・運営方針説明、研修計画・実施報告、運営指導結果、地域交流の報告、自己評価・外部評価の結果等
- 高齢者虐待防止取組実施内容、身体的拘束適正化措置に関する取組実施内容、感染症まん延防止措置に関する取組実施内容等

上記の項目は議題になると考えられる項目の例示に過ぎませんが、会議が事業所の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会となるようにしてください。

開催間隔がおおむね 6 月に 1 回の事業所へのお願い

主に地域密着型通所介護事業所に対し、お願いです。

会議の開催間隔から年度内に 2 回以上の開催となるため、9 月及び 3 月に集中しがちとなっています。9 月、3 月以外の月に開催いただけると、大変助かります。構成員の意見を聴きつつ、他の月に開催するよう検討いただけますようお願いします。

関係法令等

【資料 3】指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（運営推進会議関係）